

第2章：完全病的無気力期 (1989末吐血～93年10月大吐血迄)

◎概略図：この章の位置づけ

- 第一節：1989年吐血・大病迄の経過：(概況・病気の学校因果・学校責任)
- 第二節：何故私の頭脳が停止し生きる屍となったか：(鬱病類似状況概況と学校責任)
- 第三節：何故このような問題が生じたか：(学校責任の状況証拠)
- 第四節：労基法違反2条2項違反による大吐血の苦しみ：(病気と岡短責任)
- 第五節：岡短の労基法違反構造分析：(病気全体への学校責任の状況証拠)

◎概略図：この章の位置づけ



この章の課題は、

- ①自律神経失調症の発症と十二指腸潰瘍による吐血、更に完全無気力状態（鬱病類似）に至る経過、
- ②全体として心身症（医師の診断）、私が2010年10月から疑っているPTSDに陥った経過、
- ③それら岡短との因果関係、
- ④この期間中の労基法違反・不法行為と上記に関する岡短・「機構」の責任問題

これらを明確にすることである。全体の大きな流れは第一節に記す。

Ⓐ 89年3月の首脅しの下で、私から単位認定権剥奪という学校当局の不当行為と種々の労基法違反・不法行為で学校に羽交い締めされた上で、89年10月頃に授業破壊学生が登場し、(学校が不法行為をする前は対処できたものが対処不可能となり) → (自律神経失調症) → (十二指腸潰瘍悪化) → 89年11月吐血 → (岡短金銭攻撃=年収10万円台通告、結果として年収1万円も可能脅し) → 1990～93年の四年の長きに渡る病的気力・知力・腕力減退・生きる屍となったこと → (PTSDに陥った可能性)。

Ⓑ 92年3月の労基法2条2項違反(事実上年収80万円台が40万円台に契約違反によりされたこと) → 金銭苦 → 93年1月入院を経て → 93年10月大吐血60日入院の被害 の概況を述べることである。

第一節：1989年吐血迄の経過 → (概況・病気の学校因果・学校責任)

《◇-1：駿台辞職後の岡短の豹変と大吐血までの状況について》

大きな流れを記せば、88年2月駿台辞職後の岡短の豹変（再試監督等労基法違反）と88年度学生の豹変・89年春の単位認定権剥奪行為・89年度幾つかの労基法違反、ビデオ没収事件と後の更なる私財貢ぎの土壤づくり、こうして職員が羽交い締めした上で授業破壊学生が登場してくる。この2箇月後に大吐血をし入院するが、退院してからは今度は労基法1条違反の脅しが待っていた。年収10万円通告のみか、いつ

でも年収 1 万円台（実質月収千円）も可能という脅しである。また、体は減量しても体重が増加し続け二十キロ以上太り、素人判断ではホルモン系の異常も生じていた。

この結果、1989 年度には、目の異変、耳の異変、倦怠感がでてくる、そして大吐血となる。その上、90 年初頭頃から～93年末にかけては、文献が4年間1400日余りで1冊も読めず、（腕力同様に）暗記力・思考力も突然消え失せるという病気に陥れられ、生きる屍と化した。

医師の診断では自律神経失調症と心身症（AO 医院）、十二指腸潰瘍（全病院）までは確定しているが、私は 2010 年 10 月から 1989 年以降の病気の本質は PTSD ではないかと考えている。少なくとも PTSD と診断される項目は第 1 章の如く満たしている。

【参考一】89 年頃に起こった症状。急に金属音が聞こえるような耳の異変、目の異変（急に目が見づらくなる、しかも左目の視力が幾ら調整してもあわず、視力はでても眼痛等、倦怠感。そして大吐血。89 年末入院中に HD 病院が何故か神経内科を勧める。そして私に森田正馬・高良武久著『赤面恐怖症の治し方』（白揚社、1953 年）を贈呈されると同時に読むことを勧められた。当時、赤面恐怖症等とは無縁の私に何故こんな本を読めと言われるのか分からなかつた。森田氏とは、言うまでもなく、森田療法で有名な医学者である。また HD 医師の勧めで行った川崎医大附属病院では神経系統の薬が処方された。そして、後に意識の後退（鬱病の相当激しい状態に匹敵）となる。これらの症状は駿台時代にはでていないため、駿台ではなく岡短を病気の賠償対象とした次第である。

《◇－2：短大一本化迄の学校と学生の状況》

生きる屍に関して私は精神の防衛作用と考えていた。しかし 2010 年現在では、岡短の 1989 年度の不法行為により自律神経失調症を発症し、その後で更なる岡短の攻撃により、激しい鬱病状態と推測している。その症状は、電気ショックなどの手段でなければ改善しない状態並であった。同時に、このときに岡短に関しての PTSD に陥った、と 2010 年現在では考えている。

しかも、2000 年以降は——信じられないが——病気原因となった労基法違反・不法行為を計画的にしたのではないかとの疑念を抱いている。全文——特に 97 年度の MK 課長の如く歌舞伎芝居の役者型対応をされたことを記述した箇所等——を読んでいただければ分かる。当然、国家機関による大人権侵害である。この点についても政府機関の調査（私は関係者の国会招致所か国政調査権発動が必要と考えている）を望むものである。なお後に述べる理由で、時効はバトンタッチ型での危害の為、政府機関による危害の為、民事のみか刑事も時効適用されないと考えている。（判例上もバトンタッチ論の場合には刑事時効も開始すらしていない。）

以下、1988 年以降の概況を述べる。

1988 年 1 月迄は短大の専任確約を当てにしつつも、駿台の教壇等にも立ち、その収入で生活していた。そこで 87 年までならば、勉強も全くせず・授業態度も悪く・単位認定の必要要件も満たさない学生には首になんてかまわないので単位は絶対に出さなかった。当時、英語は必修であり、学生は私を怒らせれば短大を（時には永久に）卒業できない運命にあった。そうした学生が大量にでれば困るため、事務員も私の顔色を窺（うかご）っていた。極めて低姿勢であった。

事務員が（超）低姿勢なら学生にもそれが肌で伝わり、私が岡短学生のこと頭を痛めたことは 83 年創設時から～88 年 3 月迄は皆無であった。むしろ、一期生や二期生には、私に積極的に質問に来たりするなど向学心が見え、逆に勉学上の要求に応じない岡短の対応に不満を抱いていた者もいた。彼らが私に愚痴をこぼしてさえいた（数名であるが、その予備軍は 10 名以上はいた）。もっとも、学生の大半は学問を必死ですべて意欲がなく、学業の修得状態は良くないが、（他の講師にはともかく）私に逆らうことは皆無であった。

学生が何をしても気にしない教師の授業中では、平気で煙草吸いタイムで外に出てブカブカし、ぶらついてから教室へ戻る学生や、あるいは 50 人クラスで出席を取った後は 46 人がエスケープする授業（SM 先生の授業等）は短大創立当初から存在していた。しかし、単位認定権が教師にある限り、学生は常に教師の顔色を窺い、勉強に精を出さないまでも、口の利き方も含めて最低限のマナーと一定の自粛的行為はあった。例えば、岡大から来ていた教師が学生の授業中の私語に対して怒り、学生に対して「出て行け」と言えば、学生が「お前こそ出て行け」とやり返したことがあった。そこで、教師が、「では（私が）帰る」と言って授業を放棄して帰った事件があった。当然、学生はこれでは単位がもらえぬと、慌てて事務所に弁解（詫び）に行き、事務員が間に入り一件を収めるということもあった。

私はこうした事件を笑いながら聞いていた。私は、この短大の 1 年生全員を教えていたが、時にうるさいクラスがあつても、一度怒鳴れば数箇月は大人しくなっていたからである。あるいは一度も怒鳴る必要のない年も 1988 年 3 月迄はあった。大学等での怒鳴り型のコツは、言うまでもなく、原則として一人に対して怒るのではなく全員に向かって怒鳴るである。こうした点は、私が中学教師、高校教師、予備校教師、短大教師、更には塾も入れれば小学校 1 年生～大学 2 年生迄で教えていないのは小学校三年生のみという経験からも、いわばベテランの類に入るため心得ている。また、私の友人で岡短同僚の A.S. 先生が、自分のスケジュールを手帳にメモしたのであるが、たまたまそのときに私語をしていた学生が自分のことをチ

エックされたと勘違いし、弁解に来たという話も聞いたことがある。要するに正当・公平な形での単位認定権は教師にとって絶対的なものである。

《◇ー3：1988年からの学校・学生の豹変》

1988年1月に駿台を辞職し、更に掛け持ちの他の仕事も英語をマスターしたいため同年秋頃に辞め、岡短一本になるにつれて、手の平を返すように事務員の態度がまず変わった。私がもう簡単には短大を辞めることができない、借りてきた重要な教師ではなく、自らの思う儘（まま）にできるという雰囲気が現れ出す。私の仕事とされていなかったことが私にさせられ、しかもそれが無連絡であったこともある（怠慢でもあるが、労基法違反もある）。その真似をして学生にもこの年から手を焼きかけ始める。当時の出席簿を見ると、私の英語の授業では皆無と思われたエスケープ学生の記述が88年後期の出席簿から登場してくる。ちなみに私の受持ちは1年生全員の約百人であるが、それを二クラスに分けて行うため、1回の授業では50人未満の少クラス授業である。以下、状況を拙著『閉じた窓にも日は昇る』より斜め字で引用する。

……だが、八八年一月に駿台を辞職するや否や、短大の職員の態度が大きく変わった。更に、実家に戻された為に、併行してバイトをしていた予備校や塾も遠方となり辞めざるをえず、文字通り短一本になるや、職員の態度が本当にガラッと変わった。こうして、八八年度から、職員の態度が豹変し、膨大な労基法違反の嵐が開始する。これに比例して、八三年から八七年まで（他の講師に対しては兎も角）私に対しては逆らったり、反発したり、エスケープしたりする学生はただの一人もいなかったが、学生も職員を見習ってまさに八八年度から態度が急変した。……

八八年、駿台を辞めてから英語などの勉学に一日約一六時間没頭し、過去を振り返る事のできぬ日々を送った。同時に、専任前提で招聘されていた岡短の授業に専念した。だが、駿台を辞めるや一旦岡短が豹変した事は既に述べた。私は借りてきた重要な教師ではなく、もう簡単には岡短を辞めることができない、岡短職員の思うが儘にできる人間であるという雰囲気が現れ出す。駿台辞職後四〇日目くらいの八八年三月上旬には、第一三章の前提で述べた契約外の再試験監督をさせられる。しかも無連絡で、穴が空く形で。別途賃金も無支給で（先の前提箇所及び第一五章の試験監督問題参照。）

さらに、八八年四月からは変則日程を押しつけられる。今週は土曜、次週月曜、次々週土曜……、八九年度は今週土曜日の朝、翌週は木曜日、再来週は土曜日……である。勿論、サービス残業をしても、プリント印刷をしても昔の如く印鑑押しの許可がない以上、金など出る訳もない。それどころか、八九年七月一日が突然休みになったが、賃金はでなかった。因みに、この日は「事業団」創立記念日だそうであるが、岡短が休校になることは労働契約や労働条件の明示にもないし、雑談としてすら過去七年間全く聞いておらず、連絡もなくびっくりした。それ以上に賃金が出ず金で困った。労基法違反である。こうしたことで職員との亀裂が生じてくる。さらに労基法違反をしようと、変則日程を押しつけようと、学則を無視し「就職が決まったので」と単位認定の要求をしようと、何をしようと私の生殺与奪権は学校が持っているという態度への急変である。同時に学生も急変した。当時の出席簿を見ると、私の英語の授業では皆無と思われたエスケープ学生の記述が、八八年度の出席簿から登場してくる。私の受持ちは1年生全員の約百人であるが、それを二クラスに分けて行うため、1回の授業では50人未満の少クラス授業である。

この章の本質をいきなり記す。高校野球部部員が、小学六年生に腹を殴られても、反撃すれば簡単に小学生はのめせる。だが、相撲取がこの高校生を羽交い締めし、小学生が高校生を長時間殴り続ければ打ち所によれば参る。この強力な羽交い締めが、ME課長による八九年三月に行われた首脅しでの単位認定権剥奪であり、更に、これを効果的にするための策動が後に見るように続く。この短大では、学生刺客が登場する前に、職員の羽交い締めが必ずあるという一つの法則があった。何故ならば、私の腕力は随所に記した如く極端に強いのみか、一本氣で怒らせれば学生の身が危ないためである。よって、精神の後退期を除けば一貫して羽交い締めがあった。そして、いつも参っていたのは羽交い締めの方であった。

{拙著『閉じた窓にも日は昇る』より。アンダーラインは今回引く。}

更に、この時期は職員室を廃止し、専任教員は個室に、非常勤講師は非常勤講師用の部屋へと、金をかけて分断された時期でもあった。専任講師との交流は、忘年会などにも招待されず、これで全くなくなつた。以前は学生の話なども時々できたが、もはや不可能となつた。また、後に述べるビデオ没収事件と私物剥奪構造がここで構築もされた。同時に、専任確約問い合わせ不可能状況も作られる。

【解説】上記斜字中のアンダーライン箇所の解説。

(1) 再試験監督は労働契約違反であった。その被害額は各年2回実施のため、約26000円×11年分=約29万円である。この額に利子をつけての金額を請求する。

試験監督に関する労働契約の解説をする前に賃金支払の常識的解説を『同上書』より引用する（斜め字の箇所）。{N

は能開塾、O係長はOT係長、Y課長はYK課長である。}

この時期全体の前提として、非常勤講師の労働条件について解説をしておく。賃金体系は三類型からなる。

α 型として平凡なN塾を例にとろう。非常勤講師に支払われる①通常の賃金はA・授業時間とそのB・準備時間部分のみである。別途労働は全て別枠支給となる。C・試験採点をする場合には②採点料が、D・会議などの打ち合わせをする場合には③会議類拘束時間料金が、E・問題集などを作成すれば当然④原稿料が支払われる。

β 型として真備高校の場合を例にとる。N塾の仕事以外にもF・ノート点検（大学で言えばレポート提出とその採点であろうか）が課されたし、場合によればG・プリント印刷をするかもしれない。するとC～G迄の報酬をどうするか。この部分は単価計算がし辛いため、この学校の労働契約は以下のものであった。「ノート点検、プリント印刷、試験採点と成績簿記入等々の雑務がありますが、それらは支払いません。その代わりに先生の都合の休みであろうと祝日、春・夏・冬休みでも賃金は全額支払うし、またボーナスも出すので、それで相殺したい」であった。

γ 型として、経営陣・管理職型破格待遇に準ずる全部込み相場以上型もあるが、一般にはこれらは例外であり、通常の非常勤やバイトでは余り存在しない。ただし、駿台の場合には α と β 型の両者を併せた以上の保障制度と珍しい γ 型待遇（新幹線グリーン車等）の労働条件があった。

岡短の報酬は α 型でAとBのみを対象とする①通常の賃金だけであった。①の通常賃金を、A・授業時間のみで考え、最低賃金を下回らないと言うことは通用しない。①はBの授業準備時間分を含めた時間で割り時給を出さねばならない。即ち、(年収一元手) ÷ (A [授業時間] + B [教材研究など準備時間] の年間合計) = 本当の時給である。既に述べたように、交通費問題・教材費などで最低賃金法の定める基準どころか赤字である。おまけに岡短用宿舎維持費もいる。そこで、岡短の賃金では、通常(AとB)以外の仕事(C～Gなど)を何か一つでも依頼したり、拘束したりする場合には全て別途料金を支払う必要があった。因みに、④試験作成原稿料と②採点料に関しては、岡短では以下のことを言っていた。「試験作成料と採点料とのバーターで試験日は試験監督及び何もしなくとも通常の賃金は支払う（具体額の明示はないが、私の場合には週1回授業二〇〇分該当が慣例となっていた。）ただし、質問があつたら困るために出講だけはしてくれ」という労働契約を締結していた。本当はこれでも単価計算上問題はあった。再試も慣例上同様であった。また試験監督問題は、賃金のみならず、週一度しか会わない学生の顔を全員覚える事は無理であり試験監督はしなくてよいという意味もあった。これをまず八八年三月にO係長が、九一年頃からはY課長が連絡も相談もなく破りだす。再度記せば、岡短の場合にはC～Gに關しては別途支給は不可欠であるが、後にはこれらを無料でさせられた。

試験監督に関する岡短との労働契約は上記引用中に記した通りである。具体的な金額に関する契約は口頭でも一切受けていない。ただし、私の場合には慣例上毎年200分該当分の賃金が支払われていた。再試に関しては特に労働契約は結んでいないし、一切何も聞いていないが、1983年創設時から87年の前期試験までは、正規の試験と同様な取り扱い・慣例・前例があった。

ところが駿台を辞職するや否や、確か87年度後期再試試験（88年3月頃）は試験場に行つても試験監督がないのみか、問題用紙も配付されたいなかったので驚いた。私が試験監督をするとは一言も聞いておらず、後一步で穴があく所であった。そこで、OT係長に葉書でこうした仕事の変更をする場合には必ず事前に連絡をしてほしいと申入れを行った。確かに、OT係長からの返答はなかった。但し、同僚のAS先生かSM先生のどちらかが、「再試監督は非常勤講師がすることになっている。試験監督はしなくてもよい」と雑談風に言われただけである。

依って、大学側からの労働条件の変更は岡短辞職まで一切受けていない。因みに試験監督も90年頃から93年頃の間には突如連絡なしでさせられ、その理由も非常勤講師のAS氏が雑談風にしたが（{視聴覚教室で試験をする時だけは教師が試験監督をするんだって。他の教室では違うが」と）、これらは労働条件の変更とは言わない。私は岡短辞職まで、試験作成料・採点料・成績記入雑務などの支払がない事とのバーターのため試験監督はしなくてもよいという労働条件の明示しか学校からは受けてない。勿論、試験監督をしても試験作成料・採点料・成績記入雑務等々は一円も出でていない。おまけに、美作から岡短（往復約200キロ）まで優・良・可の印を押しに岡短に行かねばならぬ。もし、AS先生などが言った取扱規則があったとしてすら、私への労働条件の明示は逆のため、岡短には今からでもすべて支払義務がある。なお、状況証拠からは全体を読めば分かるように故意に労働条件の明示をしなかった疑いが濃厚である。動機は、単純に考えれば裏金づくりへの利用や逆に余った金を消化する時の手段として。

試験作成料等々の支払金額は学校によりまちまちである。真備高校では試験時間は50分でも、週10齣授業を担当していれば10齣分が、20齣ならば20齣分が、5齣ならば5齣分が支払われていた。労働条件の明示もその都度きっちり詳細になされた。駿台は明示した額以上を支払う事が多かったため例外も、能開等の塾は労働条件を明示し合意した場合にはその額を支払っていた。

(2)変速日程。私の授業は週1回にも拘わらず変則日程を押しつけられる。今週は土曜日の朝、次週は木曜日、その次は土曜日、次は木曜日……である（88年度は月と土の繰り返しである）。週1回の授業のため最低でも週2回拘束され、他のバイト封じの如しであった。但し労基法には抵触していない可能性が高いが拒否したいに決まっている。

(3)雇用促進事業団創立記念日休みと突如されたが賃金の支払は無かった。今からでも支払を求める。

サービス残業しても、プリント印刷をしても、昔の如く謝金などである訳もない。それどころか、1989年7月1日は雇用促進事業団（以下「事業団」と略す）創立記念日だったそうであるが、正式な連絡もなく突如休みとされた。なお、「事業団」創立記念日には学校が休みである事などは労働契約〔労基法2条〕や労働条件の明示〔労基法15条〕はおろか雑談としてすら全く聞いていなかった。なお、「事業団」創立記念日の記載は出勤簿かどこかにあったかもしれないが、当時はその日が休みとは口頭でも、文書でも一度も知らされていなかった（後には4月の日程表に「事業団」創立記念日の箇所に学校休みと記載されだしたが、当時はそうではなかった）。偶然見た日程表か何かに突如休みと一

週間前位に書かれていただけである。

因みに2010年10月に再度『学生便覧』を調べていると、学則第7条に休日の箇所に「学生の休日は、次のとおりとする……雇用促進事業団創立記念日……」{「雇用促進事業団創立記念日」(平成2年度『学生便覧』)45頁}と記載されていた。しかし以下の理由で賃金支払義務がある。

①「学生の休日は……」であり、教員の休みとの記述はない。『学生便覧』は非常勤講師の労働契約書ではない。休み等は非常勤講師に別途労働条件で明示義務がある。この岡短では下記②の如く職員休み、学生出席等事例もある。逆に、通常の学校では、夏休みは生徒は休みであるが教職員はそうではない。

②1997年4月28日(月曜日)は職員は休みであるが学生は出席となっているが如く、教職員の休みと学生の休みが一致していない大学である。因みに、この時も僅か一週間前位に連絡があり、「4月28日は職員は休む。だが学生は出席とするため、レポートを課し対応してほしい」と要請された。このため後に述べる如く、授業ならば100分用の教材研究であるが、レポートならば一番大変な課題探しの検討時間、次に採点基準作成、更に論文採点と同様の大変な作業、そして部分点ではあるが成績記入と多大な時間を要した。更に、1997年度は月曜と金曜の合計で四クラス持っていたため、月曜の授業も金曜の授業のリピートのため別途の教材研究は必要ないが、月曜のみレポート強要をされると私の労働時間は全部で通常授業の十倍くらいになった。しかし賃金は通常通りであったというおまけ付きである。

③なお、2008年12月の岡短との交渉で1989年7月1日の賃金支払を求めた。だがMK課長などが、何故学生便覧をだし、支払義務がないと返答しなかったのか。当然、(寮の規則・証明証交付手続・ホール利用規程……と記された)『学生便覧』を非常勤講師がすべて読まない事もあり、別途労働契約が必要だと考えたからとしか思えない。

④小さい事ではない、この種の被害が15年合計で延べ百ほどあり数百万円以上の損失となっている。全文参照。

なお、学年度開始時や労働契約時に、創立記念日が休みと伝えていれば賃金をださなくても法律上は問題ないかもしれないが、突如の場合には他の仕事封じをしているため支払義務はある。それどころか、昔は学園祭などは(相当事前に通告されてすら)休みになんでも賃金がでていた。当時、何故か連続して職員が無茶苦茶をしかけてくるため、事業団創立記念日に何故賃金でないのか不思議に思い労基法を調べたため覚えている。これは労基法違反である。1日分の日当(約1万円強)を利子をつけて今から支払って貰いたい。(時効前に98年交渉でもこの点を指摘している。)

(4) 単位認定権剥奪は大事件のため、次の単元で述べる。

(5) ビデオ没収事件は、授業破壊学生登場前に、事務と私の遮断を目的で行った疑いもあり後に別単元で述べる。

《◇—4：1989年春の単位認定権剥奪事件——授業破壊学生登場前の予備作業か》

(1988年度後期試験再試を巡っての) 1989年春の単位認定権奪事件をここで記すのは、この後述べる89年10月の授業破壊学生事件とペアで行われているからである。少なくとも結果としては。要するに私の病気との因果関係と学校責任を解説するためである。

簡単に結論のみ記す。私は1988年度の学生の態度を見て、後期は再試(一度定期試験を受験した60点未満の学生に再度チャンスを与えるため試験を行うこと)をしないこととした。この短大の学則では正式な試験があり、別に再試を教師の意思で行うことができる。するかしないかは学則上私の自由である。

尚、追試というのもあるが、これは病気などで已むを得ず休んだ学生相手に、一定の手続と私へも一定の手続を経た後で実施するものである。これらは当時の学則に記されている。よって再試を実施しないことなど学則上事務員の許可等をとる必要はないのであるが、念のため1988年10月頃と思うが、こうした事項の担当者であるOT係長にその趣旨を通知し、OT氏からも「再試しなくて構いません。落として構いません」との了承を得ていた。

【参考-2】「試験の結果、成績の判定が不合格となった者に対しては再試験を行う場合がある。ただし、科目担当官の判定に基づき指示された者でなければ再試験を受けることができません」{「履修案内」(岡山職業能力開発短期大学校、『平成六年度 履修科目単位表&授業要目』所収、五頁)} 当時英語は私が岡短生全員を担当していた。

【参考-3】追試について。追試は「4:病気、その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対するは、追試験を行う場合があります。ただし、事前に科目担当官に所定の欠席届を提出して許可を受けてください……」(『昭和63年学生便覧』p4)とあるが、追試などはOT係長が「先生、△△の追試お願いします。……」であり、学校の規則などは職員の方が破っていた。

学校規則・労基法違反・契約違反は学生よりも職員が率先して破っていた学校である。なお、当時は追試に関しては医師の診断書の提出が必要とあったように思ったが、今回調べた資料にはなかった。勿論、追試に当たり、医師の診断書等どころか本人から事前事後にも届けは提出されなかつた。では職員が全て代行するのかと言えば、94年度の病気学生(確かMU君)のときは全て私に押しつけられ、親との通信費すら自腹を切らされている。その処理に当たった賃金等一円も出でていない。学校規則も無視し、その都度の職員の思い付きであり一貫性もない。ちなみに追試は全く別問題で作成し、百点満点で採点するが、試験作成料などは一円も出なかつた。

1988年度学生は、不真面目な学生の比率が創設以来の平均値を超えるに多かつたので、再試をしないことを学生に通知して毅然と臨む意思表示をし、88年度後期試験(89年2月実施)で不合格者20人余りを落とすことにした(一学年は約百人である)。

ところが、許可を取る必要ない学校の許可まで取っていたにも拘わらず、ME課長とあと一人か二人の職員の方が88年度学生の再試強要に、89年3月頃に我が家まで来られた。簡単に言えば、このときに再試をして学生を通さないと首になるという脅しを受けた。あからさまに言えないため、言葉は濁しているが、誰が考へても再試強要の（首をちらつかしての）脅しであった。そこで已むなく、学則に規定されている定期試験受験要件8割出席を満たしていない欠席だらけの学生も、百点満点で5点の学生も20点の学生も、通すことを前提の詐欺再試をして通さざるを得なくなった。

何故、こんな馬鹿なことを事務の管理職の人がしたかと言えば、基本的には毎年決まった数の学生を卒業させねば上から何を言われるか分からず、自分の汚点となることを避けるための形式主義に由来するものである。また決まった学生数を入学させ・就職させることができず、万一学校運営に支障を来せば、自らの権益がなくなるという権益主義である。

しかし、それを職員や講師の努力及びみんなの協力によって行うのではなく、形式的な数合わせのみに腐心し、学生の内容や学生への教育よりも単に数のみしか頭にないと言う問題が一貫してあった。これらは第五節で親方日の丸型組織構造から生ずる人間の行動様式として分析をしている。私にとって、他の仕事がない以上、この短大では専任雇用があり、それを失わないためやむを得ず合意せざるを得なかった。

同時に、翌1989年度は再試実施に簡単に応じなかつたことへの報復の如く事件が相次ぐ。そして、私の予想以上に翌89年度学生に悪影響を与えた。『閉じた窓にも日は昇る』に記したように、ME課長と授業破壊学生はプロレスで言えばタッグで登場した。そしてME課長が私を羽交い締めし、そこを学生が殴る、と。少なくとも結果としてはそうなっていた。

【解説—4】1988年3月：単位認定権介入のときのME課長との話合いに関する資料

→約百キロ離れた我が家に数人で来られての会話

（我が家にて、単位をださねば首をほのめかされたと私が感じた発言。会話内容の概要）

ME課長：「次年度から英語が英会話と英訳（英語）に分離するので再試をしてもらいたい。」

浜田：「本年再試しない件はOT氏に前期に許可を得ているためしない、ただ再試をしなければ次から仕事がなくなることもあるのですか。」

ME課長：「そういうこともあります。」「ないとは言えません」であったかも知れない。』

浜田：「では再試を本格的にしてどしどし落としても良いのですか。」

ME課長：「今年は困ります。」

浜田：「では、本年は従うとして、次年度からは学生にふさわしくなければ何人落としてもよろしいですか。」

ME課長：「次年度のことは今言えませんが、本年度は特別事情でとりあえず考慮願いたい。」

浜田：「次年度からきっちりするため、（不真面目な学生が）一定数いた場合には不合格者をきっちり落としても解雇というようなことはないですか。」

ME課長：「何とも言えません」と言わされたように記憶する。

☆上記を社会常識では首脅しの単位認定権剥奪という。

政経専門家でもある私が何故かを解説する。この席には私の故父も同席していた。こうした場では、誰しも不法解雇の脅しに該当するような明白な言動を避け、しかし暗にそれを明確に私に伝え、脅すのが社会一般のやり方である。ヤクザの脅しですら、同席者がいるときには犯罪になるような明白な脅しはせず、宴曲的な形で脅しをかける。例えば、相手に「〇〇しないとお前を殺すぞ」とは同席者がいたら証拠が残るため言わず、「〇〇されたらどうですか。ところで夜は真っ暗で人の顔も見えず、怖いですね……」的な形で確実に相手を脅し型で伝え、自らの目的を達するのである。

現在、頭が正常に戻りつつある政経の教師としての客観的見解は、これは単位を出さねば解雇するという脅しであり、また当時の私がそう感じた以上、明白な脅しの効果を持っていた。回りくどい言い方をせずに單刀直入に言えば、「言うことを聞かねば、あなたを解雇する方法は合法的に幾らでもありますよ」という解雇の脅しと、「事務員の意向に反する単位認定権は剥奪する」という言動である。要するに、「事業団から問合せがあるような人数を落としたりしたら解雇しますよ」である。解雇の合法的方法は、カリキュラムの変更によりとか、他の隣接の福山校の講師との兼ね合せにより……とか、掃いて捨てるほどある。政経教師として多数の事例を見ている。あるいは揚げ足すら取られ「授業中学生が乱れており、御遠慮を」ですら可能である。

これにより学則上出席不足の学生、成績が5点の学生でも、また20点台は当然合格扱いとせざるを得なくなる。即ち単位認定権の剥奪であり、無法学生への対抗手段をここで奪われた。少なくとも、他の大抵の先生の授業でも単位不認定と思われる学生以外を落とすことは、首を覚悟しない限り、不可能と考えざるを得なくなった。更に問題は、授業妨害と見なされる学生に対しては何人であろうとも、試験資格を認めない等とする毅然たる姿勢を貫くことが事实上できなくなり（少なくとも事務員が口を出せぬアイデアを生み出さない限り学生対策は不可能となり）、学生に対する大学講師の絶対的な権力である単位認定権を奪われたことである。

教育に携わっている事務員なら、潔く、正々堂々と脅しでなく言えということである。私なら、次のように言う。

「先生がOT係長に相談され再試しないということを、私の怠慢で聞いておりませんでした。しかし、次年度よりカリキュラムが大きく変更となるため、多数落とされたら困ってしまいます。そこで再試だけでもしてワンチャンスを与えてもらえないでしょうか。その代わり、学生の乱れや勉学への意欲がない状態に対しては、以後は従来の数倍

厳しく対処いたします。先生の解雇への恐れは不要です。ましてや専任確約で来られているため尚更です。また、先生が再試をしないという前言を翻され支障があると思いますので、正式な厳しい再試をすることを学生に通告し、それでも死に物狂いにならない学生ならば毅然と対処していただき、単位不認定者が何人でても構いません。単位不認定者が多数ならば、私どもは事務的に大変支障を来しますが、社会に責任を負っている『事業団』ですので、教育についても毅然たる態度で臨んでいただいて構いません。そのときには、『事業団』本部と話し合い、次年度補講などで対処するなど、懸命に幾つかの方法を検討します。そこで、この条件で再試しないという先生の方針を変更していただけないでしょうか。

同時に单刀直入の相談ですが、将来、短大に相応しい授業内容でも卒業者の数が減少することもなく、教育の質も低下させず、更に先生が目標としている一定の学力を確保する方法がないかと一緒に検討してもらえないでしょうか。岡短の方でも先生の指示に従い全面的に対応態勢を検討いたします。」

これが、教育に携わるべき人間のすべき回答である。

ポイントは三点ある。

①労基法を（その神髄）から守り絶対に不法解雇はしないという確約と、こうした場合にはその不安を払拭する責任があった。

②（如何にカリキュラム上困ろうとも）学校の生命線である教育目標達成の固守。これは学生分への税金・雇用保険料を支払ったりしている社会への契約事項であり、又卒業後にも高卒者よりも一般に賃金が上がるという恩恵を受けることや、更には学校の評価は卒業学生の姿で決まるということからも学校の生命線である。

③教師や学校の生命である教師の正当かつ公平な単位認定権は絶対に保障する。これらを明確にした上で相談すべきである。

万一、単位認定権剥奪の件を、あれこれ言い訳して、逃げおおせたとしても、「事業団」が学生のみではなく社会人も含む教育関連に携わっている以上、それは自殺行為である。知らぬ内に学生もME課長の真似をしだす。同時に、社会人（国民）は「事業団」（現「機構」）の行う全ての職業能力開発事業や教育事業どころか、「機構」自体を職業訓練機関として認知しなくなるであろう。言うまでもなく、職業訓練は広義の教育の一分野である。そして、特に日本人は教育に潔癖性を求める習性があるため尚更である。官僚の世界と教育の世界は全く違う。ここは、冷静に考えてほしい。教育の世界での卑劣な言い訳は、必ずその機関の自殺行為となる。否、もう完全に第3章や『親方日の丸』に記したように、そうなっている。

明白に再度言う。

私はME課長の再試強要を断れば、まず、いずれ解雇されるとこのときはっきり考えた。解雇制限や解雇予告があると言っても労基法の七大原則ですら堂々と破っている学校であり、また法の抜け穴は山ほどある。少なくとも専任確約は百パーセント潰されるとも考えた。更に、その後も学生を一定数以上落とせば、まず何等かの理由をつけて解雇されるという怯えを明白に持った。後に英語が選択になってからも、その怯えは続き、その怯えが解除されかけたのは1997年5月MK課長による、「専任、そんなものなれる訳ないじゃない……」という専任確約の完全撤回からである。完全に怯えがなくなったのは短大辞職後である。「機構」が大儀に立てるかどうか。即ち、ここで誤魔化すか、それとも、教育機関としての良心に立ち戻るかどうかの試金石である。

《◆—5：1989年10月の学生の犯罪的授業破壊行為事件》

学校が何をしようと私の生殺与奪権は学校が持っているというような態度への急変が、学生にも完全に伝わっていった。

考えられるのは、①私が88年度学生に、「不眞面目な学生が多いため再試をせずに、不眞面目学生を完全に落とす」と言ったにも拘わらず、私が再試をし・折れたということが先輩から後輩へ直に伝わった可能性がある。あるいは②単位認定権を剥奪され、不眞面目すぎたり、不法に逆らってきたりする学生には永久に単位を出さないという信念を奪われたのが、（私が怒鳴っても）私の顔に出ていたのかもしれない。

ともかく、翌89年度学生の授業中の私語は凄いものであった。大教室の授業ではなく、わずか50人に満たない、ゼミに匹敵する人数での18歳以上のクラスであるにも拘わらず。他の大学でも大教室ではこうしたことは昔からあったが、大学のゼミとか語学の少人数クラスで私語をしたりすることはない。

特に6月末以降は手を焼いた。野麦峠のプリント配付などをして、その解説時には一切声が通らぬほどに私語が激しかった。ひどい状況が二クラス両方であったか、一クラスであったかは忘れた。だが、私もまだ授業に燃えていた。また何人かの学生が私に対して好意的であったようにも思われ、余計に頑張れる所までは頑張るつもりでいた。

しかし、十二指腸潰瘍は1989年3月末頃から治まっていたのであるが、こうしたこと（ストレス）を経て9月中旬か下旬頃から再発の気配をみせ出す。そして駄目押しをしたのが、長い教師生活の中で生まれて初めて遭遇した、89年10月頃の事件である。私にとっては大事件であった。

89年10月の事件とは、後期英会話の授業中に私が配付したプリントを学生にやらせ、順に当てていったときのことである。当てられた某学生が、私が「この問題の回答をしなさい」と言っても、無視して答えない。何故答えないのかと不思議に思い近づくと、平然と机の上で漫画か雑誌かを読んでいた。大教室の授業中の漫画読みは今日の大学では珍しくないかもしれない。しかし、英会話授業等の少人数授業ではこれは大問題である。はっきり言って、私も関学時代に（徹夜のバイトをしていた関係で）大教室で後ろの長椅子で横になり寝転がって授業を聞いたことが1回くらいはあったような気もするし、友人に質問され授業中に私語をした経験もある。だが、これとて教師の面子があり、教師に絶対見つからない所でしかしないし、ゼミや50人足らずの英語等の少人数授業ではこのようなことをする訳がない。それは教師の面子を潰す所が授業破壊・妨害行為である。

89年10月頃の事件時の概況を以下記す。

英語のプリントの問題を当てても「分からぬとも」答えずに、注意を一切無視して漫画（雑誌）を読み続けたため、「漫画（雑誌）を読むのは止めなさい。そして、プリントの回答をしなさい」と何度も言うが、一切無視である。

これを放置して、この学生を飛ばして次の学生に当てることができるであろうか。そんなことをすると、教師の権威は失墜し、他の学生全員にもそれを認めざるを得なくなる。授業崩壊どころか学校崩壊である。500人クラスとゼミや英語等の20人クラスは全く意味が違う。勿論、「分かりません」とでも言えば、回答若しくは返答と見なし、次の学生に当てる事もできる。「分かりません」とも言わない。

ちなみに、この短大に限らず、私は過去（事前に予告せずに）任意に当てた学生で「分かりません」と答えた学生に怒ったことは一度もない。勿論、成績評価上でも減点にしたこともない。元気の良いと言っていた高校の教壇にも立ったが、授業で当てられても教師の質問を一切無視して漫画か雑誌を読み続けるなどの行為は、私の授業では見たことがない。ましてや、最高学府の大学に準ずる短期大学校で選挙権間近な18歳か19歳の学生である（浪人していれば20歳であり、昔の師範学校なら卒業して逆に自分が教壇に立っている年である）。何度も言っても無視。次に「出て行け」と退出命令を出す。しかし、出ていかない。

こうしたときには、何をしたら良いであろうか。

胸倉をつかんで引きずり出すか。幸いに私は第1章に記したように腕力は極端に強い。当時のこの学生レベルなら多分片手で引きずり出せたかもしれない。しかし、私の方から胸倉をつかむにしても抵抗があった。胸倉をつかむことも暴力のように思えたからである。

過去、私は学生や教え子に暴力を振るったことがない。ただし、かかってきそうなときには反撃を必ずする。ただ過去に、こうしたときには相手の学生が急に大人しくなったり、他の教師が仲裁したり等で、こうした事件は回避されていた。

正直に言って、このときにこの学生が突っかかるべきは、後に病気にならなかつたかもしれない。自惚れかもしれないが、できればコテンパンに叩きのめすか、あるいは20歳前後の一番肉体のピークにある人間に対して、手加減はできないため、凄まじい相打ちとなつたであろう（巻末の附属資料・資料-1で、十年余りの病気からわずかに回復傾向にあった47歳時の私の上半身裸像を見て全盛期を想像していただきたい。）そうしておけば、次から他の学生はそれを見て大人しくなつたかもしれない。

しかし、かかってくれば対応ができるが、かかっても来ない。しかも「訝せ」と言っても無視、「出て行け」と言っても無視。どうしたら良いのか途方に暮れたが、途方にくれた姿を他の学生に見せることはできない。相当怒鳴り回ってやっと追い出した。これで、急に気力がなくなったというより気が抜けた。

何故、この学生がこのようなことをしたのであろうか。

アルバイトで金でももらってやる以外は通常は考えられないような悪質な授業妨害である。そうでないならば、以下としか考えられない。

私は中学校時代に問題児グループの一員であったから、一定理解できるのであるが、生徒・学生は教師の顔を見て行動を選択する。しかし、学校の顔が分かっていれば、教師の顔を見る必要がない。「彼ら、我々をこねても教師が何を言っても、担任か、事務員か、校長が必ず何とかしてくれる」となれば、こうなる。要するに、通常は何かあっても退学などならず、あるいは「就職さえ決まれば、学校が、事務員が後押しして必ず卒業させてくれるので、まず心配ないわ」であり、「第一、昨年の88年度の先輩が落とすと言われていたが落ちなかつたではないか」である。そして、私の厳しい注意にも拘わらず、首脳の下での単位認定権を剥奪されたのが、私の顔の奥にあつたのかもしれない。少なくとも私の頭には89年3月の首の脅しがこびりついていた。そして、その学則違反を首の脅しで行ったのが、岡短管理職職員であった。

ところで、何故このときに事務所へ届けなかつたか。

87年度までなら当然相談したが、労基法違反や不法行為を働いた学校にはもう相談できないばかりか、逆にこれを理由に解雇される危険さえも感じていた。実際に年度は違うが、1997年度に私に体当たりしてきた学生を、学校は第3章に記している如く庇ってさえいる。

こうした学生に毅然とした態度をとり、半腕力で外へ連れ出し、かつ永久に単位を与えないとしても、一定の時期に（合法的手段を装い）解雇されたであろう。逆に、こうした学生を見逃し、他の学生も連続してこうした行為をしだし、世間にもこうした状態がバレかけると、事務員からクレームがつく危険もあった。勿論、方針が違う管理職が赴任してくれれば情けない教師として首、どちらに出るか不明である。否、客観的には両方にでるであろう。

要するに、事業団本部にこうした荒廃が伝わり、課長自らの責任問題となれば、こうした情けない教師は専任に昇格する所か首と通告されるであろう。逆に事業団に伝わらぬときには、私がその学生の就職が決まろうと、どうしようと単位を永久に出さないと言えば、89年3月の首脅しによる再試強要の前例から言って、合法的な形を装って解雇されていたであろう。

要するに第五節で見るよう、岡短管理職職員は自分の上司を見て適当に辻褄（つじつま）合わせのみを考え、教育への信念も社会的使命も欠如しているのである。そして、私が参ったのも、この学生以上に、こうした事態が續けば、この事件の7箇月前に首脅しで単位認定権の剥奪をした管理職がどう出るかにあつた。

この学生一人のみで、次からこうした学生が続出しないという保証があれば、この学生に単位を出さないことも可能かもしれない。

しかし、それでも89年度のみであり、この学生が英語を落とし、90年度に2年になり他教科の単位を取り、就職も決まり、英語のみ再履修していたときには、再度落とすことは当時の情勢分析からは不可能であった。学校は必ず介入してくれる。要するに、ここで参ったのは、授業の乱れへの教師の良心と責任、またこうした乱れの原因を岡短の管理職が作ったとしても、事業団本部などから注意があった場合には、私個人がその責任を負わされるということへの不安の二つであった。

勿論、他の学生がこの学生の真似をして、こうしたことが続出したらどうしようかという不安もよぎつた。

こうしたことを英語授業二クラス合計百人の学生のうち20人、否40人が、油断すると60人～80人以上でもしだせば、彼ら全員を落とすことは不可能である。

必修の英語で留年生や2年生も含めて20～30人くらいを毎年落とし、卒業させなかつたら、いずれ確実に首になる（その脅しを実家の我が家まで遠方から来られてされたのであるから）。

仮に、20人余りを試験で落とすことが可能なケースがあつても、更にその中の約10人を再度翌年落とし卒業させないことは、この岡短では不可能である。例外は他の講師の授業でも全部か大半が同じ結果となっているか、これらの学生が自ら学校に来なくなつて事実上の自主退学の状態にあるかのどちらかでしかない。

しかも、どんどん真似する学生がでたらどうするかは杞憂でなく、单刀直入に名を出せば（相棒の）S M先生の授業などではもう50人中46人が出席直後にエスケープしていたという実態が87年以前でもあつた。よつて、続出する危険性は「ない」より「ある」が大きい。勿論、私自身も少人数の語学でこうした馬鹿な状況に慣れるとは不可能であるし、責任も感ずるし、社会常識上も耐えられるはずがない。眞面目な学生への面子もある。

ではどうしたら良いのか。

1983年の岡短創設以来勤務しているが、参ったというよりも気力が抜けた。昔ならば、簡単に処理できただけに余計に気が抜けた。

昔なら、他に職があつたため、こんな学生は絶対に永久に通さない。何人でも通さない。極端に言えば100人中90人でも首をかけてでも通さない。そして首になつても通さないと言えたし、実際にそうした。それができたときには、雰囲気で学校全体に伝わり、学生が教師の殺氣を感じて、こうした馬鹿な真似はしない。否、その前に事務員が首という脅しなどの強圧的な手段で再試の強要をしないし、その事務員の姿勢も先に学生に伝わっている。万一、学校にとって再試がどうしても必要でも、私に他の仕事がありいつでも辞められる状況ならば、全く違う言動となつてゐる。送料のみで二万円弱かかった。

単位認定の圧力ではなく、学生への熱意で切り抜けたらというかもしれない。

しかし、この年度は89年3月に単位認定権を剥奪されたため、学生との親睦を深められるように学校の許可を得て、私の岡短1箇月分以上の賃金をはたき、飲み物と軽い食べ物を準備し、英語での自己紹介の際に和気藹々とするなどの努力をした年度でもあつた。更に、私は第1章で記した如く、一貫したエリートではなく、中学校の頃は問題児グループの方である。また勉強ができぬ学生の気持ちもよく分かるというより、その立場も経験している。そして、できない学生への援助を呼び掛けるのみか、授業後や学外で実際に行ってもいる。しかも、この年度の英会話授業の構想と資料集めのため、89年8月には父に50万円借金をしてシンガポールまで出かけ、ミカン箱三つ分の大きさのダンボールで文献を日本に郵送するなどの投資もしている。送料のみで二万円弱かかった。

未だに、このような状況に遭遇したらどうしたら良いか分からぬではなく、解答は存在しない。

強いて回答すれば、こうした大学校群を解体するか、所管と運営権者を毅然たる組織に変えるしかない。その他の解決策は、首を覚悟して毅然たる態度をとり実際に首になり、他の職場へ移るのみであるが、年

齢と専任確約でこの短大に過去膨大な投資をしてきた経緯を棒に振ることには自然とためらいがあった。また他の職が確実にあるという保証もないため躊躇（ちゅうちょ）してしまった。今まで投資してきたため、専任確約も大きい。解答は今考えても全くない。

おまけに、私を招聘したSM先生より「短大には私を専任にすると記した文書かテープがあるのでいずれ専任になれる」と88年度に再確認もしている。この短大をもう棒には振れない。逃げ場がない。残る手段は見て見ぬ振りを他の先生の如くするしかない。しかし、当時ごく少数とはいっても真面目な学生もいる。教師にとって一番怖いのは、見て見ぬ振りをしたときに真面目な学生が私をどう思うかである。となれば見て見ぬふりもできない。また、正義感も強い。

私も学生・岡短同様に無責任になりきり出鱈目にすればよいのだが、それは自己の良心の永久の自殺であるというジレンマもある。更に、荒れた若しくは元気の良い学校の教壇にも立ったが、こうした経験は皆無である。カタストロフィを起こした。万一、1991年度に河合塾に潜り込めることがこのときに分かつていれば、確実にこの時点で短大を辞職していた。

今でも思うが、当時は年収30万円台でやり甲斐もなく、かつストレス等で365日拘束され、感謝もされずでは飛行機の墜落死などの安楽死ならば、百パーセント安楽死を望む。

あの賃金で、あの無茶な学生を相手に、それ以上に出鱈目な職員を相手に、社会的意義もなく、年収30万円台と言つても授業の元手を引くと赤字では死んだ方が良い。生きていっても意味がない。勿論自ら望まなくとも、あの賃金なら、生活保護を取れぬ限り、餓死は時間の問題であり、当然老後の生活など百パーセント不可能である。

あの状態に閉じ込められたら安楽死が一番としか言えない。自殺はする予定も度胸もないが、あの状況下が長く続くなれば安楽死は望ましいものである。ただ、血を吐かずに健康であり、同時に91年度に河合塾などへ潜り込むことが先に分かっていたら……毅然たる態度を取って辞職することが一番であった。しかし、当時は先のようにカタストロフィを起こしてしまい、思考力が89年末か90年初頭頃から急に減退していったため、希望も展望も情勢分析をする力も全てなくなっていた次第である。

それでも、当時は専任確約が頭にあったか、今から考えるとまだ粘っていた。

ではこうした状況ですら授業を可能とするため、話さぬ英会話というものを模索し始める。英会話の授業で当てられた学生が「分からない」ではなく、返答を一切無視し、漫画（雑誌）を読み続けたときに、毎回あの怒鳴り方をせずにすむ新型教材を開発しよう、と。しかも、OT係長及び学生の要望で岡短自主教材の構想を練っていたときでもあった。兎も角、気力が抜けてもまだ羽交い締めの中で戦おう（=授業をしよう）とし、話さない英会話なる教材の開発を検討し続けていた。これは拙著岡短前期教材『求め続けて』（97年版p136）に記述がある。

それでもあの状態が続出すると考えると、羽交い締めの中での模索を上回って、気力が抜けていった。こうした状態よりは、まだ殴り合いの方がましである。実際に97年度にその危険が二度あったが一度（7月）はこれよりましであり、二度目（11月）すらもこれよりはましのように思えた。

兎も角、こうした中で急に気力が失われ始め英語解説用ノートも10月下旬でうち切りとなっており、1989年11月から腹痛のみでなく、頭痛、眼痛、耳の異常、（酒も飲まずの30年ぶりの）軽い吐き気等の異変が起こっている。

2010年時点では、**1989年度に自律神経失調症を発症**したと分析している。10月には、備中国分寺絵葉書を求め歩く元気があつたが、**11月19日にはコールタール状の便**がでていた。当時は血便と言うものを知らなかつたため分からなかつたが、今思うと血便であった。そして**11月21日頃に長時間の大吐血し約40日の入院**となる。

ただ明白にしておくことは、学生以上に単位認定権剥奪や労基法違反（これも上記のレベルでなくこの後継続していく）をしたり、だらしなくかつ「教育」の「キ」の字も知らぬのに平然と介入してきたりする学校当局に対して参つたのである。学校がまともならば、この学生を即座に退学させることも可能ならば、私の意思で永久に単位不認定として卒業させない処置も取れる。そして、本来はこの二つでこうした無法・授業破壊学生には対処するのが常識である。

また、95年後半に類似現象が起こったときに、当時の学生にあからさまに次のように言っている。「（私は岡短創設以来いることもあり心理的強みから言っても）お前らを扱うのは視聴覚教室の階段を歩くのと同様に大したことではないのだ。私が手を焼いているのはこの学校の職員である。それを利用して調子に乗つてふざけたことをするな」と明白に言っている。私が実際に手を焼いたのは職員の方である。職員に頑丈に羽交い締めをされ、そこを学生が強烈なパンチを私に浴びせたのが現状である。職員の羽交い締めがなければ私の方にも強力なパンチ力（毅然たる永久の単位不認定の実施）があるので、学生を逆にノックアウトできた。

こうした学生の続出を生み出す学校の状態と単位認定権を事実上剥奪されたことが相当応え、またこうした学生がでてきたらどうしようという不安感と、対応ができぬ状態に参つた。更には管理職の風見鳥的態度から、学生に毅然たる態度を示そうとすると89年3月には首の脅しをされたが、世間や事業団の風向

き次第では学生が乱れているので首といつなるかは不明という問題もある。

社会常識では学生の乱れには毅然と対処すべきであり、放置は教師失格である。この短大では事なき自動卒業のためエスケープ云々は放置し、辯護合わせで卒業生の数のみの確保が重要という態度であった。しかし、世間が注目し、「事業団」が態度を反転させれば、教育への信念が何もない管理職故にいとも簡単に即座に態度を豹変するであろう。このときですらどちらに出るか不明であった。ましてや労基法違反・不法行為等々をする人間に相談などできない。泥棒に相談するような心境であった。こんな馬鹿なシチュエーションでは問題解決は不可能である。簡単に言えば問題解決不可能状態へ、学校により、不法な形で陥れられたということである。

我々大学講師が学生に対抗できる唯一の正当な権力は、正当かつ公平で信念に基づく単位認定権にあり、それを完全に奪われたことに問題の本質があった。

1999年現在以下のことを明白に思う。

学生のしたことは、97年11月の軽いとはいえた当たり学生や、89年のこの学生など目立ち人目を引き、私自身も確かに相当頭に来た。しかし、客観的に見ると92年や95年等の岡短職員の行った労基法違反を始めとする犯罪はそれ以上に応えている。

これらの無法学生ですら小遣いをやるから職員と同じことをしろと言われてもできないかもしれない次元のことを行っていた。長年の教育者・社会科学者であった私の視点から、職員の甘えの構造をこの第2章第五節で分析する〔詳細は拙著『特殊法人への疑問と教育聖域論への問題提起・岡山短大の事例』及び『親方日の丸』参照〕。学生の過保護の前に職員の厳しさが欠如しており、職務への甘えがあり、外の世界で修行をしてこいと言いたい。

当時の問題解決不可能状態について再度まとめる。

①学生が問題をあてられても無視し、漫画（雑誌）を読み続ける、②授業への責任上放置は不可能、③が、何度も注意しても無視、④私から先に暴力を振るうことは不可能、⑤退出命令を出しても無視、⑥学校への相談は不可能：ア）1989年春等に学生を通せという間に首の脅しの圧力あり、イ）1989年7月労基法違反があり、労基法違反等を平氣で行う事務員との連携は不可能、ウ）随所に記した如く事務員等には教育的視点が全くない、エ）学校は当時も今も学生をかばう（後の1997年11月の事例等）より、学校への相談は当時やぶ蛇か逆効果と判断せざるをえず、⑦他の学生が真似をし出すことをおそれる（尚、この種の学生は他の非常勤講師の授業は代返か平然とのエスケープで問題の生じる余地なし。過去も現在も何度も目撃。私は絶対にそれを許さなかつたということ）、⑧この頃は仕事を短大一本にしていたため短大を辞めることは不可能／逃げ場なし（しかも専任雇用あり）、⑨通常の精神でも、ましてや私の良心より、こうした状況を黙認できない性格。⑩更に管理職に教育への信念がないため、風見鳥的にいつ逆のことを言うかは不明でもあり、これが逆に解雇や専任撤回の口実と成り得る危険もあった。教師にとって、教育の現場では信念のない人間に首をつかまれているときほどやり辛いことはない。風見鳥であり、どう豹変するかは外の風次第であり、責任は彼らではなく結果として私が取らされるのであるから。

そして、この事件1箇月後の11月の大吐血と約40日入院となる。更に、退院後、職員による金銭攻撃が開始する。その結果、93年の再度の大吐血までは記憶力も失（う）せ、文献も読めなくなり、突如腕力も消え失せ……という状況が4年も続く。鬱病というよりは精神の重い病気と思われる。今私が考へても、こうした問題解決不可能状況に対応する一つの方法は私が病気で馬鹿になること以外にない。病気で馬鹿になれば、病気故、無法学生を適当に見逃す上での大義名分ができる。しかし、自分を誤魔化すことはできない。となれば“本当に馬鹿になれ”と精神が勝手に自己保存のために、私の意識を後退させたのではないかと考えている。人間、追いつめられ、逃げ場がないときには、気が狂えばどんなに楽かと思うのが、そのように現実になったのではないか、と1999年当時は考へていた。(2010年10月現在は、自律神経失調症とPTSDからの変形型鬱病ではないかと想像している。)

これらは、社会告発したときに専門の医師などが一定の判定を下すものと考えている。

尚、この頃は一食一合以下の食事量で、特に後半はダイエットし、1日食事を2回にするなどしても60キロくらいの体重は4年間で80キロ近くへと増える。その後の95年に労基法2条違反を明白に契機として精神を破壊された後で、89年と同様の无法学生を前にし、今度は96年以降の厳密な注意と徹底的に学生とやりあう中で、また97年の職員の不法行為や労基法違反の中で症状が更に悪化した時期には体重は55kgくらいと減少した。

また頭の痺れなどから交通事故死の危険に約6回遭遇するなど、今考えると完全に精神が破壊されていたとしか思えない。当時は大吐血という症状がでた内臓の病気にのみ頭を奪われ、短大を辞めるまで、また98～99年以降の医者のアドバイスを得るまでは、自分では自分の精神分析ができず、自分が精神面の病を患っているなどとは夢にも思っていなかった。

(以下 2010 年 10 月記述)

2010 年の知識から、医学的にまとめれば、89 年度の短大の無茶苦茶な状況と板挟み、生活危機（年収 10 万円、更に実質年収 1 万円も可能）の脅し、……を通して、自律神経失調症を発症し、それが心身症に深化し、更に十二指腸潰瘍の再発と大吐血となったのであるまいか。他方、学生以外にも、度重なる岡短の金銭攻撃で、自律神経失調症が鬱病類の病気に移行したと推測される。

なお、89 年度の目の異常については 89 年末の A K 眼鏡店（何度眼鏡を調整しても左目の眼鏡が合わない等々）、耳の異常についてはダイイチ津山店（購入した T V の金属音、高音が酷いので引き取りしてもらったが、ダイイチ津山店の店員は「通常です」と怪訝な顔をしていた）で、自律神経の疑いについては H D 病院、川崎医科大学附属病院などで確認が可能かもしれない（T J 病院でも確認はできるであろう）。

2010 年 10 月現在では、更にその原因となった事物への P T S D に陥ったと推測し始めている。原因となった事物は、上記の単位認定権剥奪と授業破壊学生の登場での板挟み、次に、これから述べる岡短による金銭攻撃である。というのは、89 年 11 月に H D 病院 {…… (今回略★) ……当時の主治医・H D 氏は 2005 年前後に死亡し、現在は当時病院にはいなかった息子さんが遠方で開業されている} に入院したときには、退院まで一貫して病院内で勉学に明け暮れていたからである。病室が個室の関係で、英語のヒアリング用に大型カセットやラップトップパソコンも病院に持ち込んでいたような記憶もある。若干吸収力は落ちていたかもしれないが、英語などの本は貪るように読んでいた。文献がどんどん読めなくなっていたのは、89 年末川崎医科大学附属病院の診察を受け、薬を処方された以降である。体重の異常増加も同一である。そこで、私は体重の異常増加は薬の副作用と考えた時期もあった。よって本がどんどん読めなくなるのは 90 年初頭頃からのような記憶もある。ただし、退院後から諸症状が出始めていたかもしれない。単純化して言えば、(金銭上の・精神上の) 生存権を 89 年度に極度に脅かされた件から、岡短全体に対するパニック (PTSD) が生じたのかもしれない。

第 1 章で記したように、83 ~ 87 年まで岡短に膨大に貢がされていたことが前提にあったためなおさらである。同時に駿台の待遇が、夏休みなどでは 50 分授業を 6 齣持てば手当もいれば 1 日のみで 10 万円になるし、交通費はすべて新幹線グリーン車待遇、タクシーチケットもでて、ホテルはすべて駿台持ち、風邪で休もうが祝日であろうが賃金は半額補償されるという待遇と岡短の寄生体質とのコントラストも影響を与えたかもしれない。

なお、川崎医科大学附属病院が処方した薬は H D 病院経由で渡されており、H D 病院でチェックされている。また、途中で相談にいった林原病院（岡山市）、後に入院した T J 病院（美作市）でもその薬のチェックはされているが、薬が原因とは誰も言わなかった。

岡短責任が明確になれば、このときの入院費（個室）と以降の通院費 {年 10 万円余り × (2010 年現在で) 21 年分} と慰謝料を支払っていただきたい。

第二節：何故私の頭脳が停止し生きる屍となつたか。

→ 【この節の課題】鬱病類似状況概況と学校責任

《◆－1：岡短による金銭攻撃、月収1万円通告事件》

入院中は見舞いどころか賃金は一円も支払われなかつた。89年末退院してもいたわりの言葉もなく、入院時の賃金補償は皆無であった。それどころか戦前の女工哀史の世界同様に、厄介なこと（病気や入院）をしてくれたという雰囲気で迎えられた。あるいは、招聘するときは神様扱い、病気になればお荷物と。更に、退院後に精神への追い打ちをかける事件が待っていた。今度は連続して職員の金銭攻撃である。月収 1 万円通告・今後は実質年俸千円（月収百円）も可能脅し事件（90年初頭）とビデオ没収事件（89年秋頃）である。以下、拙著『親方日の丸』（旧原稿版の方より引用。後に改訂し、2015年Kindle出版）第五章第三節より引用する。今回、〈 〉と=で微修正をしている。引用箇所は《 》の部分である。“斜め”的な部分は今回追記した。

《……■実質月収 1 万円通告（「今後実質月収百円も可能」と実質的には脅しとなつていた）

89年末か 90 年初頭に、次年度から英語・英会話は 100 人合同授業とし週 1 齣、簡単に言えば推定年収 10 万円台の通告が O 係長からなされた。抗議したが、「上から言つてきたのだから、知らんがな」が唯一の回答であった。上とは「事業団」なのか岡短の ME 課長を指していたのかは不明である。ME 課長ならばまず悪質な嫌がらせの可能性が高い。少人数教育を標榜しながら、英会話の授業

を1年生全5クラス合併100人以上で行うなど常識的には考えられない。案の定、何の解説もなく次年度になると、例年通り2クラスでの分割授業、それどころかその数年後からは5クラスへの分割授業と逆にクラス分割を行っていった。ではこの通達は何だったのか。……奇怪な事件である。だが、これは当時は大事件、右記のビデオ購入問題とは比較にならぬ事件であった。

もし、週1回(100分)となっていたならば、年収は名目で十万円台となっていた。(90年時給) $2800\text{円} \times 1\text{日} \times 2\text{時間} \times \text{年約}36\text{週} = \text{年収} 201600\text{円}$ (月収《換算》1万6800円)。実家が大雪等には休むため年2回休むとして **190400円** [月収**15866円**] である。交通費が支給されても、平均月収は月1万円台にしかならず、しかも、授業の最低限の元手(本代・資料代・PC及びPC周辺機器購入積立金・ソフト代・コピー代・インクや用紙等消耗品代や購入に際しての交通費等)を引くと、交通費を支給されても大赤字である。授業の元手を0円にしてすら、年間10万円の医療費と年間10万円以上の国民年金の掛金を支払えばもう一円も残らない。医療の関係で止められぬ生命保険掛金8万円などはする訳もない。もうこれ以上の計算はしたくない。(田舎のため交通機関がなく、やむなく老いた両親の通院などで不可欠及び学校にも教材膨大に持参で出講にも不可欠であった)車の車税・任意保険・維持費は私の負担という問題もある。誰もこんな学校へは行かないかもしれないが、専任確約がここでも効いた。

もし、ME課長の機嫌を損ねたのが89年3月ではなく、88年1月であったならばどうなっているであろうか。厳密に99・8キロと計算され交通費0円となっていたかもしれない。この場合には、JR経由での交通費(駅迄の往復12キロ間はタクシーは利用せずに徒歩で0円として計算する)を引くと**実質年収約二万円** (**190400円**一年間交通費・**169200円**=**21200円**)となる。土曜は夜明け前に家を出て夕方帰宅、もう一日は朝に家を出て夜帰宅のため(交通費に加えて) **昼食代金**も引くと**実質年収約千円** (**21200円**一外での年間最低飲食費・**19800円**=**1400円**)となる。駅までのタクシー利用の場合は年10万円以上、まともな外食・通勤時は12万円以上赤字となる。

毎週一日98キロ(往復196キロ)の彼方へ、往復8時間前後かけて行き、しかも、今週土曜日、次週木曜日、翌々週は土曜日……と変則日程を押しつけられ、短大に週2日拘束され、教師の責務としての平均値として別に1日以上教材研究をし(私の場合には毎日が教材研究であるが)、この変則日程の関係で最低でも週3日以上短大にスケジュールを拘束され、それ以外に家で試験問題・再試験問題・追試験問題を前期・後期と作成し、100人分の試験採点を右の回数こなし、レポート課題作成や100人分のその点検等の雑務をこなし、また学校でも授業時間外に教材の印刷をし、"駅迄の往復12キロの道のりを多大な教材や配付プリント持参のため常識上必要なタクシー利用をせず歩いてすら" **実質年収2万円**(学校での食事代を引くと年収千円台)、**実質平均月収(食事代を引くと)** **116円**から(**食事代抜きで**) **1666円**で最低賃金法や労基法1条(人たるに値する生活)に触れないであろうか。食事に付け加えて、暑い夏に自動販売機で必要十分に飲み物を飲めば、完全赤字である。勿論、職務遂行上必要な学校・学生に還元する教材用コピー等の消耗品等の金額を引けば完全超大赤字である。因みに、交通費が支給されてすら、食事代・タクシーデザイナーブルで年収10万円台(年間平均月収1万円台)である。

交通費云々については、今考えると一言「ふざけるな!」である。労基法1条違反ではないか。否、こうした仮定でなく、交通費支給されてすら私の83~97年の岡短は本文全体を読めば分かるよう完全に労基法1条(「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」)に違反しているか、そうでなければ労基法がザル法でしかない。授業の元手を引くと大赤字である。岡短の労働条件は憲法11条(人権)、13条(幸福追求権)、25条(生存権)に明白に違反していた。

……私個人の問題ではなく、労基法1条違反が事業団系には蔓延していた。そして、岡短は旧労働省所管の大学校である。十数年、授業の元手は母の内職であり、父のわずかな金であり、姉からの借金であり、私の過去の貯金……であり、そしてそれは岡短の図書に、岡短学生の手に渡っているのみである。短大から貰った金と貢がされた金は比較にならず後者が多い。交通費云々「ふざけるな!」でしかない。これはもう労基法違反だけではなく刑事事件ではないか。詐欺罪としても悪質すぎる。O係長などは私がこの短大に専任前提でスカウトされた経緯も知っていた……良心を疑う。

なお、この事件の直後に駿台京都校に復職を求めて足を運ぶなど相当金銭的危機を感じていた。岡山学院(旧進研)にも復職願をだし、学院で週1日バイトとして90年度は復職できることとなったが、時既に遅く精神系統をやられた後であった。因みに、岡短の授業が例年通り週2回に戻った連絡は一切なく、卒業式か入学式で初めて分かった。……人権蹂躪の世界が権益確保、形式主義、仕事への情熱の欠如と相俟つ構築されていった。

拙著『親方日の丸』(原稿版)七三~七五頁。(原稿版を修正後に2015年Kindleで発売。)

【参考—5】: 1990年度から週1回通告された件について

89年頃か90年初頭に次年度から週1日2回(200分)を週1回(100分)、年収約10万円台にすると通告されたときに、私が「(専任ということで短大の教壇に立ち、他の仕事もない以上)生活できないし、授業もそれではできない」

に対して、（創設時より在職していて、私の専任確約の件も百も承知の）OT係長が「上から言ってきたのだから知らんがなあ」と言われた。

ME課長の報復とか、（上記の通達は嘘で）何らかの動機で計画的に脅しとして通告してきたとは（通常は）考え過ぎと思うが、全体を読めば計画的・意図的な通告と考えるのが状況証拠上一番筋が通る。

なお後に、ではどうして困るかを一応記せと言われたため、記した文をこの文の最後に【参考資料】として掲載する。フロッピーのファイルのプロパティを調べると 90 年 2 月 16 日となっているが、実際に記したのはもっと前かもしれない。

もう気力が消え失せていた時期であり、該当箇所 9 行を数日以上かけて書くのがやっとであったことを思い出した。今回の長い本文と対比すると分かるであろう。生活がかかっているために懸命に書こうとしても九行しか、しかも（99 年現在もまだ完全復活していないが）、本来なら文章力のある人間が以下のような内容のない文章しか書けなかつた。下記の文章を見て事業団が方針を変えたとは思えない。

ひょっとしてこの週 1 酬（100 分）通告も誰かが週 2 酉（200 分）を見間違え私に言ったのではなかろうかという疑いすらある。第一、5 つの専攻科を一クラス合併（百人）・1 酉（100 分）に 90 年度からすると言いながら、90 年度になると説明も理由もなく 89 年度同様の週 2 酉（200 分）のままとなっていた。それどころか逆に 92 年度には英語の授業は三クラス（英語の授業が週 3 酉 = 300 分）に、93 年度には 5 クラス（週 5 酉 = 500 分）に分割され増加している。

しかも 92 年度はそのうち週 2 日で合計 4 酉 [400 分] を私が持つと労働契約を結び、3 月を過ぎ他の仕事もなくなり理由も告げられず 2 酉に戻され（残りの酬数は同姓の女性講師が持っていた）、これが元で河合塾の教壇も失ってしまった。同様の 95 年度の労働契約違反については既に述べた通りである（また第 3 章で詳細に記す）。82 年末頃の専任にするので 83 年度から英語 5 酉 [500 分]、[前期] 法学及び [後期] 経済学 1 酉 [100 分] の週に計 6 酉 [600 分] を岡短で担当してほしいといわれたときにも、短大の言うことを真に受け、私が他の職場に迷惑をかけまいと誠意を持ち急いで行動していたならば、駿台等の全ての職を 83 年度から完全に棒にふる損失（4 年間合計で三千万円くらいの損害）を被るのに、あと一步手前で労働条件の変更があったことも既に指摘した。しかし、その延長で多くの専任や定職の口を捨てさせられた。人権感覚が狂っている職場としか思えない。そして、この職場の「機構」の 99 年現在の理事長は労働省の元事務次官であり、労働省傘下の特殊法人での出来事であった。

【資料：岡短英語合併授業困難な理由についての90年頃提出した文書】

{プロパティでは→1990年2月16日9時38分最終作成}

- 1：授業は演習方式でおこなうため合併授業ではその場がなくなる。例えば現在前期で 1 人に 2 回前後発表の機会があたえられていても合併授業では 0-1 回となり、学生によっては前期 0 回という可能性もでてくる。
- 2：学生が発表の際人数がおおければ学生の声が聞き取れない可能性がある。
- 3：視聴覚教室の使用が困難になる。
- 4：英語の授業の雰囲気がなくなる。
- 5：学生の理解度の教室ないでの把握が困難。
- 6：当初クラス合併を一切しない予定であったことから考えても 1 クラスへの合併は困難。

英語の授業で 100 人以上の学校は例が少なく、また事前に学生にあてて発表させるという形態の授業は当たらぬ生徒もでてくるため不可能となる。発表の学生の声すら聞きにくいということを考えても大きな支障となる。

ファイル = 1988 - 1990 短大ファイル : ¥短大¥その他¥合併.jwx (一太郎 ver3) : ver9 変更収録=1999/8/22

『2004年5月追記』酬数の数え方は今回は 100 分で 1 酉としているが、契約時には常に相手が酬数、合計時間数、日数、クラス数、クラスの合併の仕方……と個別に確認しているため、相手が万一 50 分で 1 酉と数えようと、100 分で 1 酉と数えようと当方の勘違いはない。

《◇-2：岡短によるビデオ没収事件》

岡短によるビデオ没収事件は、89 年度であることは覚えているが、入院前か後かは覚えていない。ただし、便宜上第二節ではなく第三節に記す。◇-1 同様に、拙著『親方日の丸』第五章第三節から引用する。今回、〈 〉と＝で微修正をしている。引用箇所は斜め字の部分である。

…… ビデオ没収事件——権益確保か？

89 年秋頃、授業で使用するテキスト該当ビデオを没収される事件もおきた。83 年頃、私は交通費、宿泊費全て自腹でビデオ・カセット教材を東京・大阪・岡山と探し回り、適切なものがあれば、自腹で購入していた。全て授業でのテキスト該当活用であり、補助プリントも作成し、学生に確實に還元していた。購入に当たっては購入代金・旅費・出張手当・賃金・宿泊費・調査費・食事代は一円も支給されていない。当然、所有権は私にある。

その時に、職員が「先生、授業で使う教材は学校で負担しますので言ってください」（若しくは「授業で使う教材は学校がお金を出しますので言って下さい」と申し出があったと思う。そこで、私は次のように解釈した。岡短で通常の授業すら交通費も出ず赤字労働のため、〈ビデオ購入のための〉交通費・宿泊費・食費・調査費などは私持ち、ビデオ・カセットの購入代金のみは、学校がうしろめたいた

め援助もかねて負担し、〈教材の〉所有権は私にある、と。要するに、専任延期と、赤字労働のための援助と考えた。

実際に、84年頃に図書臨時職員N氏から、これらとは別の図書の本を長く借りているため返還請求を厳しく求められた時に、これらのビデオ・カセット類の確認をすると、これらは学校図書の所有物ではないとの明言があった。そこで、以降もそう考えて行動していた。そして、購入の都度、学校に領収書を渡し、商品の代金のみを受け取っていた。こうして、當時、私が所有していても83年から一度も返還請求されていないどころか、職員はただの一度も何も言わなかった。ところが、88年の単位認定権剥奪事件から急変し、89年秋頃に急に疑わしきものは全部返還しろと言われ、没収された。

因みに、83年に学校側が、「授業で必要なビデオ教材類は学校が支払うので言ってほしい」と言つてこなければ、視聴覚教材に対応するプリント類をつくっている関係もあり、所有権は私でなければ困るため学校に一円も請求していなかった。丁度、「どこでもよいので印鑑を押しておいてほしい」と言っていた頃なので、最近疑っているのは、学校側が、予算が余り、それを何としてでも消化したいのでは私に目をつけたのではないかという疑惑である。予算が余れば次年度から予算を削られる。されど、余った額を全部飲み食いに回すだけの度胸はない。そこで……となったのではあるまいか。

明白に学校の費用で購入した視聴覚教材類は、勤務15年合計で約3万5千円（一年平均2千円台、但し89年度は後期から英会話が初めて導入されるため購入が集中した時期であった）でしかない。どちらか不明なものが別に約4万円ある。そこで、「短大側に返還請求リスト作成」を要求したが応じてもらえなかつた。要するに短大所有物としての記録が一切なかつたと推定される。これらの領収書かレシートのどちらかを短大に全部渡しており、そして自分の所有物と考えていたため、私の方はリストは作成していない。だが、単位認定権問題で首脅しをされていた関係で疑わしきものは全部学校へ渡さざるを得なくなつた。依つて、全て私の自腹で購入した可能性のある商品も学校の図書館に今もある。なお、これらを購入するための交通費・宿泊費・飲食費は商品の数倍以上であるが、全て自腹である。《購入に当たって出張費どころか賃金も1円も出でていない。即ち、私の労働も全て無料という計算である。》しかし、精算は一切されなかつた。一部ダビング版を学校から渡されたがすぐノイズが入り使用不可能となつたものが大半であった。費用負担短大約30%、私約70%で全部没収され短大の私物とされた事だけが事実である。

通常の常識は以下のはずである。②交通費・宿代・調査費は私持ち、該当の売値だけ短大持ち教材の所有権はどちらにあるかについての取扱いは、会社・学校ごとにマチマチであり、唯一の社会通念は事前に取扱規則をつくり双方の合意が必要である。私が購入に際して交通費その他の費用が自腹のため、その都度会社・学校側が事前に取扱・所有権問題の通告をする義務がある。学校の方針が変更された場合には事前にそれを通告しなければならない。⑤ME課長の設けた方針の適用は通達してきた89年秋以降とすべきであり、過去の私の費用分の精算が行われていない以上、83年からと遡及してはならない。⑥学校の図書におくなれば、今からでも、当時の購入にかかった交通費・宿代・賃金・出張手当を私に支払うか、私から没収したビデオ類を（図書に長くおいているため当然）中古価格で格安で全て私に売り精算をするか、である。但し、どちらが支払ったか不明な物などは私に無料で引き渡しの義務がある。援助的言動若しくは事実上そう解釈される言動を、83年頃に職員の誰か一人でもしていた事が明白になった場合も、すべて私に無料で返還する義務がある。

この件は、他の被害に比べて余りに些細な問題であるが、裏金や余った予算を無理矢理消化しようとする行為が絡んでいた場合（=権益確保）には、正直者・お人好しが大損をする見本として記しただけである。予算が余った時（岡短創設時を含む数年の間）に余った予算をどぶに捨てる訳にはいかないので、私を利用したと疑っている。

これ以降は、百分率短大専用使用のもので、ビデオどころか器財数種、それどころか短大用消耗品まで、私に費用を転嫁させられる契機となつた事件である。例えば、英語のビデオに英文字幕を出す器械（Television = 約5万円前後か。授業使用率%)を名古屋から岡短に送付してもらい、授業で使用することを明確に認識させた上で全て私の自腹で購入（90年代前半）した。次に94年度頃は富士フィルムのFotovision FV10（短大の後期授業テキスト『旅に心を求めて』の補助教材用に私の写真をビデオに落とし、それを短大のプロジェクターで授業活用する器財で売値5万円前後）も購入し、授業でフルに活用し、短大卒業後は一度も使用していないが、お金は母からの借金である。勿論、岡短授業用視聴覚教材類は全て私の金で購入となる。更に、器財類ならば兎も角、学校使用率%の消耗品（黒板にはマグネットも、当時高価だった1枚2百円のOHP用紙何十枚）もすべて私の全額負担にさせられた。しかもOHP用紙は、職員Fが学校が支払うと言い、その気になりかけると故意に彼がミスをやり、私と軽い言い争いをすることにより請求不可能とされ全て自腹とされた。それらは偶然の頻度を超えていた。学生配布用ファイルも彼のミスで自腹を切らされた位である。これらを総合して計画的な犯罪にすら思える。岡短宛に来た病気学生及びその父兄への返答の通信費の一部すら自腹であったと思うが（賃金類は百分率一円も出でていない）。

拙著『親方日の丸』原稿版の方、七一～七三頁。後に誤字脱字等修正し電子書籍版（2015年）を発売。

【参考一六】なお、このビデオの件で援助すると横やりを入れてきたのは、岡短初年度にお金が余りそれを消化する目的があつたのではないかという疑惑を最近持っている。参考として、先の『閉じた窓にも日は昇る』から以下引用する。

……例えば、「先生、出勤簿に判を押しておいて下さい」と何度も言われ、「どこに押すのですか」と尋ねると、「どこでも良いですから、適当に印鑑を△△ほど押しておいて下さい」との返答があった。意味はかなりの期間全く分からなかったが、相棒のS先生から後日、「それは印鑑を押した所に金を振り込んだということだよ」と教えられた。

{二〇一〇年九月追記。O係長であったか誰であったか忘れたが、名目は『シャキン』と聞いた記憶がある。『シャキン』とは何か不明であったが、数年前に独立行政法人の研究をしていて、謝金であることが漸く分かつた。この文書全体を読んでもらえば分かるが、謝金はトラブルの元になる危険性がある。民間ならば兎も角、税や国が関係する保険関連の機関は、明細をきっちりした形でお金は動かさねばならない。実際にこれと併行して行われた視聴覚教材関係で後に大被害を被ることになる。ここで得た額とは比較にならぬ経済損失を被った。}

何故、分からなかったかと言えば、給料等明細書が発行されない上に、何日締めで何日支払かも教えられていなかった為である。因みに、給料等明細書は八三年から九八年一月辞職まで一度も渡されたことはない。私も、駿台時代は既に記したように多忙であったため、短大の給与確認をしたことは確か一度もない。特に通帳記載しなかった場合には他の収入も振り込まれるし、更には家賃等の引き落とし等もあり、短大から幾ら支払われているかは不明であった。印鑑は、休日、祝日や冬・春・夏休み等の可笑しな所に押したかもしれない。なお、その逆も然りであり、仕事をしても判を押せと言われなければ押せず、その場合には金は出ない。因みに、監査には両者とも全く引っ掛からなかった。これと同一かそれに類似の被害が八八年以降は逆に集中していく。

犯罪に加担したとも言えるし、プリントなどを今のような印刷機ではなく、旧式ファックス型で勤務時間外に多大な時間をかけ何種も印刷していたため、その代価と考えてもよいとも思った。しかし、プリント等をしても判を押せと言われることもあった。プリント所かコピーも事務員にさせていたS先生も印鑑を適当にホイホイと私の横で押していた。そこで、今考えるとあの金は予算が余りそれを消却するためであったように思われる。短大用アパート、専任延期被害、極度の低賃金、交通費無し等から年数百万円を貢ぎ、お礼に闇金として年二万円前後を貰い情に縛られる心境であった。駿台で超多忙となった時に、この短大がなければどのくらい楽かと何度も思ったが専任確約が効いていた。……

『閉じた窓にも日は昇る』原稿版。後に誤字脱字等修正し電子書籍版（Kindle、2016年、百円）を発売。

請求としてはビデオを私に格安で売却するか、逆にビデオ購入に当たっての交通費・宿代等を支払精算してもらわねば困る。ただし、NHKのビデオのみは、OT氏を通じて購入しているため、返還には及ばない。なお、ビデオ代金は全部でも（1983年に東京・大阪・岡山と探し回って購入した約4万円の）『Muzzy in Gondland』（英国BBC作製の輸入品）を除けば全部でも3万円程度である。しかし、購入に当たっての交通費・宿代はそんな比ではない。なお、『Muzzy in Gondland』は岡短か私がどちらが購入代金を出したか不明のため、取り敢えず岡短に渡し、岡短の図書館にある。購入に当たって交通費・宿代は勿論私の金である。

《◇-3：生きる屍の状況について》

89年度に起きた事件（単位認定権剥奪、突如変則日程の押し付け、労基法違反による賃金不払、ビデオ没収事件、授業破壊学生登場、年収半額への脅し……）の結果、以下のような生きる屍の如く状態が約四年続くこととなる。

症状は4年間1400日余りに亘り、文献が1冊も読めず、知力・気力の喪失、記憶力の減退、腕力の喪失、減量しても体重の異常増加、24時間就寝願望……などである。しかし、附属資料の資料-1の写真を見るだけでもいつこうした病気になり、いつこの病気が一応治まったかは簡単に分かると思われる。

1990～93年の4年間は完全無気力であり、そのときの症状すらメモする気力がない始末であった。先にも記したように93年10月の大吐血で気力が奇跡的に蘇るや、私と授業との格闘を記した岡短前期教材・『求め続けて』と岡短宣伝版も兼ねた後期教材の一つである『旅に心を求めて』作成を再度開始する関係で、1990～93年の期間の事柄を懸命に具体的に思い出して、94年に旅行記などに記した。それらの資料から引用する。ただし、旅行記にも出てくるように、94年夏でさえ前年のことと思い出せない始末であり、それらは一緒に旅をした友人への問合せや、撮影した写真の日付や、たまたま入手していたチラシなどから記憶を懸命にたどるという作業で特定していった。しかし、94年には89年以前のことは通常の人以上に鮮明に覚えていた。

ここでのポイントは私の商売道具の頭を破壊されたことへの損失である。

特に、1988～89年が英語での離陸への準備期であり、90年か遅くとも91年からは再度稼ぐ予定でいた矢先の交通事故による被害と同一ということである。ちょうど、浪人生が極力バイトを減らし、自分の時間を勉学に充てている最中の交通事故と同様である。よって、その被害はバイトのお金の損失ではなく、正式な仕事への機会を失ったことにある。

関学を卒業し、早大大学院院も修了し、教える方面では特異な才能も持ち、熱心であり、88年後半からは1日16時間勉強をしている人間が、何もなければ、35歳から47歳の今日（1999年）迄の12年間の総

収入が、他のバイトを入れても合計が千万円くらい、その内岡短分 12 年収入合計が 550 万円くらいなどということがあるはずがない（専任確約で閉じ込められた83年から98年退職迄の合計ですら600万円台である）。まして随所に書いたように、健康には本来恵まれ頑強であり、楽天的なため精神の病は一番罹（かか）りにくいタイプで（ただし責任感が強いためそこが精神関連の病気ではウィークポイントであるが）、何らかの能力に恵まれている人間が、どうして 12 年間の年収合計が先の如くでありえようか。

【参考一8】では、どのようにして生活ができたかについては第1章【参考一11】を、また老母などへの寄生生活を強いられた屈辱と生活状態については第5章第五節等を参照して頂きたい。次に、90~93年の精神状況を94年に記した「Field管理」から引用する{【資料1】～【資料4】}。アンダーラインは今回引いた。

【資料1：就寝願望資料：1990年11月23～25日：松江～隠岐への旅】記録「旅行管理データベース」より
この頃、FIELD WORK や「旅の心」どころか、全く旅そのものにも興味も深くわからない日々が続いていた。しかし、恒例の「誕生日の旅」の時期がせまってきつつ、どうしようかと考え、切り札の一つ「隠岐」を思いつく。隠岐に行き〈け〉ば、何とかなる（気持ちが起こる）と考えたのである。11/23 日松江に行き TK 家に泊まる。NT君も途中で合流する。ただ、食事をし、次の日も何もすることなく過ごす。この日隠岐は翌日にし、松江に留まるべきか（TKさんがワインのおいしい店に招待するというので）、隠岐に行くかで迷う。結局、境港まで車で送ってもらい、船で隠岐に行く。（島前と島後〔西郷町等〕のどちらにするかで迷うが、島前にする）。船上も横になり寝て過ごす。だが、写真だけでも撮ろうと思い直し、海から大山を撮るが、何の思いもない。夕方、西の島町の国賀荘？に着く。朝起きて、すぐに帰りの船に乗る。隠岐の島のどこ一つ見ず。夕方隠岐に着き寝て朝早い時間すでに帰りの船に乗っている。
船上、込み合った中、ただ寝て時を過ごす。（行き帰り、横になれる畳式の客船。帰りは混んでいたので指定席を取らざるを得ず）。そして、家へ。この1年のしめくくりの（この1年を象徴する） NOTHING の旅。※行きも帰りも HY駅～津山～鳥取～松江コースの普通電車で終始、寝て時間を費やす。（感想を含め全文→ 1994/8/26 記す）

【資料2：無気力状態資料：1991年6月：①道後温泉（松山）～②金比羅山～③満濃池】「同上」より
河合塾（広島）から家に帰るいつものコースは面白くないので、気晴らしに海を渡り松山に出て、KN君の所により、高松経由で帰ることにする。……当時、気力が全くなかったため、松山城などに行く元気もなく、近くの公園で寝て時間を過ごす。（3時間以上だったと思う。このため湯冷めし、風邪をひく）。……その後 KN君と今治で合流し、海の見える小高い所で飲物を取った後で KN 家に行く。1 晩お世話になり、翌日金比羅山に登り、その後満濃池を一巡りし、ここで昼食を取る。そして、坂出駅まで KN君に車で送ってもらう。やはり、この時も何の感情も起らぬ、写真も撮らず・資料も購入しなかった旅。松山市、予想外に大きな街に思えた。（1994/8/27 記す）

【資料3：知力減退他資料：①高知～②桂浜～③足摺へ：1991/08/06-08】「同上」より
岡山から普通電車を乗り換えるながら高知へ着く。（岡山から直通電車が出でないため）。着くとすぐに桂浜に向かう。浜を歩き海を見て、「旅」をするのが面倒と感じることから、ほんのわずかであるが解放されたような感じがした。「旅の心」や FIELD WORK というには勿論ほど遠いが。ともかく、面倒と感じることから逃れ始めた、2年ぶりの最初の1歩である。今から考えると、ごくわずかな小さな1歩ではあったが。
ホテルで 1 泊した後、文字どおりの早朝、普通電車の始発で中村へ向け旅立つ。……民宿では午後 4 時頃から、食事以外はすることもなく、ただ寝続けていた。……気力のない時はこれほどでなくとも妙に食べ物が印象に残るのであるが。翌朝（8/8）足摺から直接バスで高知に向かう。高知にちょうど正午頃着くが、高知城を始めどこにも行く気が起こらず家に帰る。
◆当時、河合塾での政経の授業、気力が起らぬ、前年ほどで〈は〉ないが、苦痛の日々が続く。特に生徒が、毎回授業ごとに終了前の私への拍手が、重荷というよりは苦痛であり、この日観光バスの中で、乗客のガイドさんへの拍手を聞き、それを思いだし憂鬱となる。（1994/8/27 記す）

【資料4：記憶力減退資料：①竜安寺：2:金閣寺？：3:通天閣：1993/05/19】「同上」より
確か、1992 年夏 IE 氏との京都巡りの時、バスの中から仁和寺と竜安寺を見て一度行こうと考える。仁和寺はその 1992 年の間に行くが、竜安寺はその時にもまた高雄に行った時にもよれず一度行ってみたいと考えていた場所であったので、この日行く事になる。ただ、とりわけ旅というほどのものでなく、何かのついでに行ったのではないかと思う。1994 年旅行管理を整理していても竜安寺に行ったことは全く忘れていて、〈自分で写した〉写真を見て思い出した（くらい）であるから。尚、1988 年前後のことは良く覚えているのに、1992～3 年のこと、特に 1993 年は前年なのにいかわらず、ほとんど覚えておらず、当時の精神状況を表現している。……（1994/9/2 記す）{☆ 2004/4/29 追記→引用文の誤字訂正是二例の二例で訂正。以下同様）

この無気力症状のため、90年度以降責任感から解放されて、授業中の学生の私語や不真面目な態度が生まれて初めて気にならなくなってしまった。その意味では 4 年間の心の安定期とも言えるが、逆に 89 年末か 90 年初頭から、急に金銭への焦りと将来への不安が募り、今から考えると異常なまでの焦りが生じている。

同時に文献が 1 冊も読めなくなり始める 90 年の 1 月頃は根性とか、いろいろ抵抗し努力するが、次第にどんどん読めなくなっていく時は苦しみがやはりあった。そのうち完全に読めなくなり、また読めなくて

も気にならなくなり、とにかく朝でも昼でも夜でも、勿論授業中でさえ床へという状態に 1400 日余りなつていいく。

勿論、岡短では、学生の私語も気になくなり责任感から（生まれて初めて）解放されるが、真面目な職場・河合塾などではやはり責任を感じた。しかし教材研究どころか文献も 1 冊も読めず、パソコンすらこの 1400 日の間で使用したのは 20 日余りかもしれない。当然、精神がまともな年はワープロかパソコンを 365 日中 300 日以上は使用している。時間も 1 日 10 時間使用などはザラであったのに！

同時に、無気力ながら金で相当悲観していたことを再度強調しておく。そして精神が正常な時には将来打ってでる準備で計画通りの進行のため、1989 年 10 月までは金銭が入らずとも焦りも悲観も余りなかった。しかし、90~93 年は事実上無収入の現在（1999 年）よりもまだ悲観していた。その理由は、現在（1999 年）では何よりも商売道具である頭（知力・記憶力などの）が回復しつつあるため、47 歳になろうとする今日でさえ、30 歳の後半でも知力を失った時期よりは楽天的になれるのである。頭で食っている人間が知力と記憶力を喪失し、おまけに文献が 1 冊も読めなくなれば悲壮という以上のものである。一生の仕事として一番嫌いな水商売に近い（地元の田舎の）ホテルの受付の仕事なども、この時期は実際に考えたこともある。病気全体の流れを『閉じた窓にも日は昇る』から引用する。

……（二〇一〇年一〇月三日追記）この間の病名は、当初は十二指腸潰瘍のみを疑っていたが、自律神経失調症（後には医師の診断によれば心身症）の方が主体であったと思われる。その開始は一九八九年度である。一九八九年度に急に目が見えづらくなかったことは既に記した。次に、この年に TV を購入したが、高音が耳障りで TV が故障していると思い返還したことがある。取扱店は、確かダイイチ（現デオデオ）であったと思う。取りに来た担当者に TV を聞かせ問題点を指摘したが、店の人間は通常ですと怪訝な顔をしていた。その後、半年くらいは疲れた時などには、外でも人の声が金属音の如く高温で聞こえて耳障りな時があった。一九九四年頃は通常に戻ったため、忘れていたが二〇〇七年一二月上旬に耳鳴り（KZ 耳鼻科の診断では鼓膜その他異常なし、原因不明）が開始し、更に二〇一〇年一〇月二日に再度耳鳴り（騒音性難聴の疑いと診断）を契機に思い出した。いずれも、その前に多大なストレスがあった。尚、騒音性難聴に関してはイヤホンで聴き続けたらそうした事が起ると指摘を受けたが、確かにパソコンはイヤホンで聴くことがあるが、それは月に三度一回 1 時間程度であり該当しない。前日（一〇月一日）も小さい音での実質一時間程度でしかない。

なお、この時については耳鳴りがする前日は倦怠感及び疲れが酷く、かつ季節の変わり目で、自律神経失調ならばまず体調を崩すであろうと想像していた日であった。耳か眼か歯茎か内臓か風邪のような症状……かは不明であったが。予測は完全的中した。……ただ、一九八九年度は単位認定権剥奪事件、突如の休みで賃金支払義務のある休みでも賃金未払い、後に述べるビデオ没収事件、授業中の漫画読み学生（授業破壊学生）登場、年収十万円通告（場合によれば年収一万円でも可能）の脅しと続いた極度のストレスと怒りのため、体調の異変が連続起こった年である。眼が突如よく見えなくなる、耳が高音が響いて不快感を感じる、倦怠感が生じる、大吐血と入院となる。そして……病的に気力・腕力・知力が消え失せる（今考えれば、極度の鬱病か躁鬱病の症状が一九八九年度末期から開始してくる）。依って、一九八九年度に自律神経失調症を発症したと想像される。

これらの症状は一九九四年に一時回復するが、一九九五年度の大労基法違反から再開してくる。自律神経失調に特有な心臓が授業中にドキドキする現象も九五年度に生じてくる。九七年度には、突如光がまぶしくなり、急に体が熱くなり、次に悪寒がしたため、即病院に行き検査を受けると白血球が 1 万 2 千を超えており、自律神経失調症の疑いがあると診断された事もある。

そこで、長期病気による損害賠償の主たる相手を、駿台ではなく岡短とした次第である。……全体を読んで貰えば更に理解できるであろう。しかも、岡短は旧労働省（現厚生労働省）所管で、雇用能力開発機構（私の在籍中は理事長は労働省事務次官の天下り続き）の職場であり、この職場での労基法違反・不法行為を契機に長期の病と私の人生を台無しにされた事件であり、日本社会全体の問題でもある。

（二〇一〇年一〇月一六日追記）数日前から、自律神経失調・心身症のみならず、PTSD を疑っている。インターネットで調べると、この条件を満たしていれば PTSD という条件を満たしていた。同時に、1995 年 3 月の労基法違反一発で、その後起こった変化も理解できる。私は医者ではないため参考記述である。

【2016年7月13日追記】

①政府・主要政党宛への送付は全て実名としていた。しかし、この PDF 配布版では、岡短では副校長以上、駿台では部長以上に限定する。それ以外の人名は原則として略号に置き換えた。

②私の書物からの引用は、全て、旧ペーパー版用原稿からである。これらの原稿の一部は、現在、電子書籍で発売中である。なお、電子書籍にするに当たって誤字・脱字類は修正している。しかし、引用は電子書籍版ではなく、昔の原稿版からの引用である。

③電子書籍版の紹介は、私の「安らぎ文庫 HP」の中で行っている。下記アドレスが該当する。

<http://h-takamasa.com/service.html>